

平成26年度（第3回）  
福岡市総合図書館運営審議会

日時：平成27年3月19日（木）

10時00分～12時00分

場所：福岡市総合図書館 3階 第2会議室

〔次第〕

1 開 会

館長挨拶

2 報告事項

報告1 福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標  
(平成26年度～平成30年度)について

報告2 福岡市総合図書館条例の一部改正について

報告3 平成27年度予算及び機構について

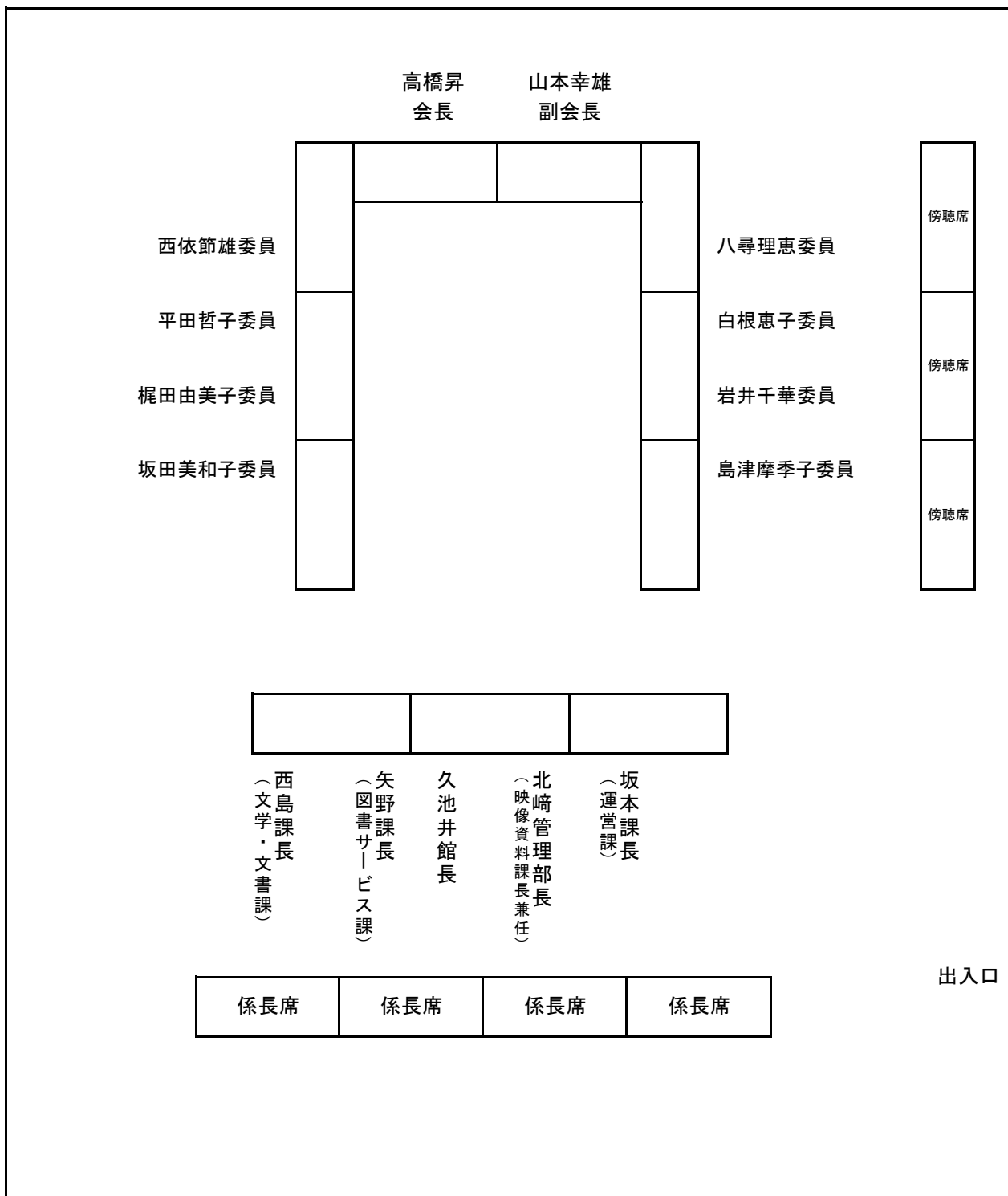
3 議 事

議題1 平成27年度事業計画について

4 その他

5 閉 会

# 平成26年度 第3回 福岡市総合図書館運営審議会 座席表



福岡市総合図書館新ビジョン  
事業計画及び成果指標

(平成 26 年度～平成 30 年度)

福岡市教育委員会

## 1 趣旨

平成8年6月福岡市総合図書館開館以来，少子高齢化や高度情報化，国際化の進展など社会状況が大きく変化しています。このような状況の中で，市民ニーズの高度化，多様化という新たな環境変化に対応していくため，今求められる図書館の役割を踏まえ，これから目指すべき図書館像を定める「福岡市総合図書館新ビジョン」を平成26年6月に策定しました。

この「福岡市総合図書館新ビジョン」は平成26年度を始期とする10年間を計画期間としており，新ビジョン推進のため，重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとにその事業計画を作成し，成果指標を定めて計画的に事業を実施していくものです。

## 2 進行管理と評価

新ビジョンを着実に推進していくために，年度ごとに図書館サービスや業務についての評価を行い，進行管理を行っていきます。

そのため，年度ごとに図書館サービスや業務について，アンケートを実施しながら，内部評価を行います。さらに，内部評価について意見を聴くため，「福岡市図書館評価委員会」を設置して，市民や有識者の視点を取り入れた外部評価を行い，結果を公表します。その評価内容に応じて，図書館サービスの改善を図っていきます。

### (1) 内部評価

毎年4月 アンケートの実施

6月 アンケート結果や成果指標などに基づく内部評価

### (2) 外部評価

毎年7月 福岡市図書館評価委員会による外部評価及びその公表  
評価内容に応じた改善

## 福岡市総合図書館新ビジョン 基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる  
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

内容

利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指します。

## 成 果 指 標

### 図書館利用者における図書館サービスの満足度

【現在】 75.5% → 【平成 30 年度】 85% → 【平成 35 年度】 90%

#### ○目標数値

##### 【平成 25 年度】

- ・入館者数 4, 224 千人
- ・個人貸出冊数 4, 633 千冊
- ・貸出利用者数 1, 291 千人
- ・新規登録者数 30 千人



##### 【平成 30 年度】

- ・入館者数 5, 500 千人
- ・個人貸出冊数 5, 200 千冊
- ・貸出利用者数 1, 400 千人
- ・新規登録者数 45 千人

##### 【平成 35 年度】

- ・入館者数 6, 000 千人
- ・個人貸出冊数 6, 000 千冊
- ・貸出利用者数 1, 500 千人
- ・新規登録者数 60 千人

**事業計画（平成26年度～平成30年度）**

**（1）誰もが楽しめる魅力ある図書館**

	部門	運営・図書
項目	内容	
図書資料の貸出・返却拠点の新設	<p>①分館の新設 地域交流センター等の整備検討に併せて、新たな分館の新設を検討します。</p> <p>②貸出・返却拠点等の新設 図書館サービスが行き届かない地域に対して、交通の便の良い公共施設などに図書の貸出・返却拠点の新設を推進し、図書館利用者の利便性の向上を図ります。</p>	
	H25	H30
	貸出拠点数	13 地点
	返却拠点数	21 地点

○スケジュール

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
分館					
貸出・返却拠点等					
	◇設置		◇設置		

※貸出・返却拠点については、天神地区及び博多駅地区を検討中。

※返却拠点（ブックポスト）については、平成26年度に「木の葉モール（西区）」に設置済。平成28年度は南区南部（マスタープランにおける地域拠点）を検討中。

		部門	運営・図書・文書・映像		
項目	内容				
利用時間の拡大 (開館時間, 休館日の見直し)	休館日及び開館時間の見直しを行い, 図書館を利用できる時間を拡大することにより, 図書館利用者の利便性の向上を図ります。				
○スケジュール					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
休館日	検討(段階的に実施)				
	◇全館		◇東		
開館時間	検討(段階的に実施)				
			◇総合, 東		
<p>※平成 26 年度は, 図書特別整理期間を短縮。</p> <p>※平成 28 年度は, 東図書館及び総合図書館において, 指定管理者制度の導入に併せて, 開館時間を拡大。</p> <p>※休館日及び利用時間の拡大については, 継続的に検討。</p>					

		部門	図書											
項目	内容													
図書館イベントの充実	成人を対象とした読書会等を実施し, 読書の普及や図書館の活用促進を図ります。 <table border="1" data-bbox="673 1397 1362 1534"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イベント回数</td> <td>0回/年</td> <td>3回/年</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>0人/年</td> <td>150人/年</td> </tr> </tbody> </table>						H25	H30	イベント回数	0回/年	3回/年	参加者数	0人/年	150人/年
	H25	H30												
イベント回数	0回/年	3回/年												
参加者数	0人/年	150人/年												
○スケジュール														
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度									
イベント		計画	大人向けイベントの実施											
<p>(例) 高齢者を対象にした読書会, 図書館の利用方法の講習会, 子育て・介護等の講演会など</p>														

		部門		運営・図書・文書・映像	
項目		内容			
快適な空間づくり		<p>①やすらぎと交流の場づくり 誰もが気軽に立ち寄り、思い思いの時間を過ごし、くつろぎ楽しむ、潤いややすらぎの場となるよう、エントランスホールや正面玄関前広場等を活用し、快適な空間づくりを行います。 また、広場等を活用したイベントを実施していきます。</p> <p>②館内レイアウトの変更 文学資料エリアのリニューアル、ビデオライブラリーの見直し及びカフェスペースの設置などを行い、図書館の魅力の拡大を図ります。</p>			
○スケジュール					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
やすらぎと交流の場			◇イトラス、広場		
		検討（段階的に実施）			
館内レイアウト				◇文学資料エリア、ビデオライブラリー、カフェスペース	
		検討			
<p>(例) あおぞらおはなし会、広場での古本市やマルシェ（市場）の開催、カフェスペースの設置、観光情報コーナーの設置など</p>					



(2) さまざまな情報を求める市民に応える図書館

項 目	部門		
	運営・図書		
図書館サービスの充実	内 容		
	<p>①資料収集の充実</p> <p>公共図書館としての役割を發揮するため、図書資料の収集方針の見直しを行い、計画的な資料収集に努めるとともに、電子書籍の取り扱いについて検討します。</p> <p>分館においては、地域の実情にあわせて特色を持たせた資料収集を行っていきます。</p>		
	<p>②レファレンス（相談）サービスの充実</p> <p>電子メールによるレファレンスサービスを実施し、利用者への図書館サービスの充実と利便性の向上を図ります。</p>		
		H25	H30
	レファレンス件数 (電子メール)	0 件／年	1,500 件／年
図書館サービスの充実	<p>③情報提供の充実</p> <p>ビジネス支援や子育て支援などの課題解決に対して、本市関係部局及び国・県等関係機関と連携を図りながら、図書館資料を活用した展示等の情報提供などを行っていきます。</p>		
		H25	H30
	市長部局と 連携した展示	0 件／年	4 件／年
	<p>④ホームページの複写サービス</p> <p>福岡市及び国等のホームページに掲載されたインターネット情報を利用者の調査研究に役立てるため、同資料を収集し、複写サービスを提供します。</p>		

⑤無線 LAN 環境の整備

利用者の調査・研究の補助として、個人持ち込みの端末機器（ノートパソコン、タブレット、スマートフォン等）が利用できるよう、公衆無線 LAN 「Fukuoka City Wi-Fi」によるインターネット環境を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。なお、分館については、施設管理者と検討を進めます。

	H25	H30
設置館数	0 館	8 館
アクセス数	0 回/月	11,000 回/月

○スケジュール

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
資料収集	収集方針改定				
レファレンス (電子メール)	検討	システム対応	電子メールによるレファレンスサービス		
情報提供	計画	ビジネス支援等の情報提供			
複写サービス	試行	ホームページ等の複写サービス			
無線 LAN	検討、協議				
	◇総合		◇分館 (1 館)	◇分館 (3 館)	◇分館 (3 館)

		部門	図書								
項目	内容										
地域読書活動への支援	①団体貸出先の拡大 図書館利用が困難である施設入所者等への団体貸出を実施し、団体貸出サービスの充実を図ります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>344 団体</td> <td>390 団体</td> </tr> <tr> <td>配本冊数</td> <td>236,455 冊</td> <td>244,000 冊</td> </tr> </tbody> </table>				H25	H30	団体数	344 団体	390 団体	配本冊数	236,455 冊
	H25	H30									
団体数	344 団体	390 団体									
配本冊数	236,455 冊	244,000 冊									
	②公民館等の読書活動への支援 地域において読書活動を行っている公民館や留守家庭子ども会等を訪問して、図書コーナー（室）の運営や環境整備への助言や支援等を行います。										
○スケジュール											
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度						
団体貸出	検討	団体貸出先の拡大									
公民館等への支援		協議	公民館等への支援								
※団体貸出先については、高齢者施設や病院などに広報活動を行い、貸出先を拡充。											

		部門	図書		
項 目	内 容				
市関連施設の図書室の相互協力	①議会図書室との連携 議会図書室と連携し、議会における政策、立案等の調査・研究を支援します。				
		H25	H30		
	貸出冊数	0冊	40冊/年		
	②市施設の図書室との相互協力 少年科学文化会館及びふくふくプラザなどとの連携、相互協力化を検討します。				
○スケジュール					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
議会図書室との連携	協議	議会図書室との連携			
市施設との相互協力		検討、協議			連携

(3) 子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

項 目	内 容							
	部門	図書						
子どもへの読書普及	<p>①モデル児童図書目録の配布 子どもたちやその保護者等が子どもの本を選ぶ目安として、各年齢層に応じた本を紹介したリストを配布し、子どもの読書推進に寄与します。</p> <p>②新一年生への貸出カードの付与 新一年生のうち図書館の貸出カードを所有していない児童を対象として、貸出カードを付与することにより、読書の普及等を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="673 913 1366 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数 (小1)</td> <td>3,069人</td> <td>14,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ヤングアダルト層（12歳～18歳）への広報活動の強化 総合図書館内にヤングアダルトコーナーを設置し、推薦図書の展示等を実施するとともに、ヤングアダルト向けの推薦図書に関するリストを作成・配布することで、読書普及のための広報を実施します。</p> <p>④読書活動ボランティア講座の強化 読書活動ボランティア講座を開催し、学校や地域等幅広いボランティアを養成して、地域の読書活動の推進に寄与します。</p>			H25	H30	登録者数 (小1)	3,069人	14,000人
		H25	H30					
	登録者数 (小1)	3,069人	14,000人					

○スケジュール

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新一年生		検討, 協議	貸出カードの付与		
ヤングアダルト	継続的に広報の強化				
モデル児童 図書目録	幼児用 作成	◇配布			
		小学生用 計画	初級 (1・2年生)		
			検討, 協議	作成	◇配布
					中級 (3・4年生)
					検討, 協議
読書 ボランティア 講座	準備	初心者向け講座の実施			
		準備	経験者向け講座の実施		

※モデル児童図書目録については、中級（3・4年生用）は平成33年度、  
上級（5・6年生）は平成36年度に配布予定。

		部門	図書		
項目	内容				
学校図書館への支援	①学校図書館支援センターの設置 総合図書館内に学校図書館支援センターを設置し、学校図書館への人的・物的支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館への運営等に関する指導，助言</li> <li>・学校図書館の図書への選書や助言</li> </ul>				
		H25	H30		
	学校図書館への配本数	0冊/年	3,200冊/年		
	学校図書館への対応件数	0件/年	100件/年		
○スケジュール					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学校図書館支援センター	準備	学校図書館への支援			
		図書の配送			
		ホームページ運用			
※学校図書館支援センターについては、学校指導課と連携して、学校図書館を支援していきます。					

(4) 総合図書館の特色を生かした図書館

	部門	映像									
項目	内容										
映像資料部門の強化	①図書館外施設でのアジア映画上映事業 総合図書館が収蔵するアジア映画の作品を、図書館以外の市の施設で上映し、フィルムの有効化を図るとともに、映像文化の普及・振興・市民サービスの促進を行います。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上映回数</td> <td>0回/年</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>入場者数</td> <td>0人/年</td> <td>100人/年</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H30	上映回数	0回/年	2回/年	入場者数	0人/年	100人/年
		H25	H30								
	上映回数	0回/年	2回/年								
入場者数	0人/年	100人/年									
②広報活動の強化 総合図書館が収蔵するアジア映画等のポスターを、1階ショーケース等において展示し、映像文化の普及・振興・市民サービスの促進を行います。											
○スケジュール											
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度						
上映会		検討, 協議									
		アジア映画上映									
広報活動	ポスターの展示										



		部門	文書
項目	内容		
文書資料部門の強化	<p>①歴史的公文書のデジタルデータ化及びシステム化 総合図書館ホームページを活用し、インターネットによる情報提供の充実を図ります。</p> <p>また、保存期間満了の福岡市作成の公文書のうち、歴史的公文書として残す資料の選び出しや関係課との移管協議文書作成など、収集に係る事務手続き及び検索について、システム化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的公文書目録検索</li> <li>・現在マイクロフィルム撮影にて複製保存している歴史的公文書の一部デジタルデータ化</li> <li>・公開できる歴史的公文書をデジタルデータにて公開</li> <li>・歴史的公文書管理システムの構築</li> <li>・公文書検索のシステム化</li> </ul>		
		H25	H30
	閲覧数	47件 (マイクロフィルム)	100件 (デジタルデータ)
文書資料部門の強化	<p>②古文書資料・郷土資料のデジタルデータ化 福岡の歴史に係わる古文書資料や郷土資料等のデジタルデータを作成し、情報提供の充実を図ります。</p> <p>③福岡市文学館の利用拡大 市民に認知され、利用しやすい文学館となるよう、福岡市文学館サテライトである赤煉瓦文化館との連携を図りながら、事業充実及び広報強化により、文学館全体の利用拡大を図ります。</p>		
		H25	H30
	参加者	4,400人	5,000人

○スケジュール

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歴史的 公文書	データ化 目録掲載	デジタルデータ化検討	デジタルデータ化		公開
	システム化 業務分析	協議	システム検討	運用	
古文書資料 ・郷土資料	検討, 準備	試験撮影			
福岡市 文学館 事業	企画展の開催				
	広報強化				

## (5) 効率的で効果的な図書館運営

		部門	運営・図書・文書・映像
項目	内容		
図書館運営の強化	<p>①運営方法（民間活力の導入）の検討            図書館サービスの向上を図るため、指定管理者制度などの民間活力の導入を含めた運営方法について検討します。</p>		
	<p>②図書館ボランティアとの共働の推進            図書館サービスの充実と市民活動の場の提供を図るため、図書館ボランティアとの共働を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館ボランティアの養成</li> <li>・学生のインターンシップの導入</li> </ul>		
		H25	H30
	活動時間	4,084 時間	4,500 時間
	インターシップ <sup>o</sup>	0 人/年	10 人/年
<p>③職員の育成及び技術向上            利用者が心地よいと感じる図書館となるよう、図書館職員の接遇研修等を強化します。</p> <p>併せて、図書館職員として専門知識や技術の向上を目指し、各種研修を実施していくことで、図書館サービスの向上と充実を図ります。</p>			
<p>④施設の有効活用などによる財源確保            駐車場の有料化など、既存施設の有効活用を図ることで、財源確保につながる取り組みを進めます。</p> <p>また、広告収入やスポンサー制度、寄付などによる財源の確保に努めます。</p>			
	H25	H30	
収入額	785 千円	6,000 千円	

○スケジュール

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営方法 (民間活力の導入)の 検討	検討・準備	公募・選定	総合(建物管理のみ)	東(運営)	
ボランティア (インターンシップ)		検討・準備	ボランティア・インターンシップ		
職員の育成 ・技術向上	検討	研修等の強化			
財源確保		駐車場の有料化	その他財源の確保		

※運営方法については、下記のとおり指定管理者制度の導入を検討中。

- ・総合図書館(本館)は建物管理に関する業務
- ・東図書館は全ての分館業務(図書の選定を除く)

		部門	運営		
項目	内容				
情報発信の推進	<p>子どもから高齢者まで分かりやすく、使いやすいホームページを目指し、充実を図ります。</p> <p>また、積極的な情報発信としてRSS機能の追加やメールマガジンの配信等を実施し、図書館から積極的な情報発信を行い、図書館利用が少ない層への利用促進を図ります。</p>				
		H25	H30		
	ホームページアクセス	224万回/年	250万回/年		
	メールマガジン登録者数	0人	5,000人		
○スケジュール					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
情報発信					

**福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標**  
(平成 26 年度～平成 30 年度)

発行／平成 27 年 2 月

福岡市教育委員会総合図書館

〒814-0001 福岡市早良区百道浜三丁目 7 番 1 号

電話 092-852-0600(代表)

F A X 092-852-0609

E-mail library-unei.BES@city.fukuoka.lg.jp

U R L <http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/>

# 福岡市総合図書館新ビジョン 事業計画及び成果指標(平成26年度～平成30年度)【概要版】

## 新ビジョン策定の経緯

平成23年9月～平成24年5月  
「これからの図書館のあり方について」懇話会を設置し、意見聴取

平成25年5月  
「これからの福岡市図書館のあり方」について、総合図書館運営審議会に諮問

平成25年11月  
総合図書館運営審議会より答申

平成26年3月  
「福岡市総合図書館新ビジョン(素案)」を策定

平成26年4月  
パブリック・コメントを実施

平成26年6月  
「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定

平成27年2月  
「福岡市総合図書館新ビジョン」  
事業計画及び成果指標(H26～H30)を策定

「福岡市総合図書館新ビジョン」は、平成26年度を始期とする10年間を計画期間としており、新ビジョン推進のため、重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとにその事業計画を作成し、成果指標を定めて計画的に事業を実施していくもの。



## 新ビジョンの推進

**基本理念** 市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる 新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す。

### 4つの図書館像

#### 誰もが楽しめる魅力ある図書館

- ・誰もが利用できる図書館サービス
- ・魅力ある図書館づくり

#### さまざまな情報を求める市民に応える図書館

- ・資料・情報の幅広い収集・保存
- ・レファレンスサービスの充実・強化
- ・ネットワーク機能の充実
- ・情報化の進展に対応したサービスの向上

#### 子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

- ・「福岡市子ども読書活動推進計画」の推進
- ・学校図書館との連携

#### 総合図書館の特色を生かした図書館

- ・映像資料の公開機能の充実
- ・公文書資料の有効活用
- ・福岡の歴史に関わる古文書資料・郷土資料の後世への伝承
- ・市民に認知される福岡市文学館の環境整備

#### 4つの図書館像の実現を支える効率的で効果的な図書館運営

- ・民間活力の導入を含めた運営方法について検討
- ・施設の有効活用や自主財源の確保
- ・職員の専門知識や技術の向上
- ・積極的に情報を発信及び提供

### 新たな取り組み

- ①図書資料の貸出・返却拠点の新設  
◇分館の新設 ◇貸出・返却拠点等の新設
- ②利用時間の拡大(開館時間、休館日の見直し)
- ③図書館イベントの充実  
◇大人向けの読書会
- ④快適な空間づくり  
◇やすらぎと交流の場づくり ◇館内レイアウトの変更

- ①図書館サービスの充実  
◇資料収集の充実 ◇レファレンス(相談)サービスの充実  
◇情報提供の充実 ◇ホームページ等の複写サービス  
◇無線LAN環境の整備
- ②地域読書活動への支援  
◇団体貸出先の拡大 ◇公民館等の読書活動への支援
- ③市関連施設の図書室との相互協力

- ①子どもへの読書普及事業  
◇モデル児童図書目録の配布 ◇新一年生への貸出カードの付与  
◇ヤングアダルト層(12～18歳まで)への広報活動の強化  
◇読書活動ボランティア講座の強化
- ②学校図書館への支援  
◇学校図書館支援センターの設置

- ①映像資料部門の強化  
◇図書館以外でのアジア映画上映 ◇広報活動の強化
- ②文書資料部門の強化  
◇歴史的公文書のデジタルデータ化及びシステム化  
◇古文書資料、貴重郷土資料のデジタルデータ化  
◇福岡市文学館事業の利用拡大

- ①図書館運営の強化  
◇運営方法(民間活力の導入)の検討 ◇職員の育成及び技術向上  
◇図書館ボランティアとの共働の推進  
◇施設の有効活用などによる財源確保
- ②情報発信の推進

重点的に取り組む主な施策・事業

新ビジョン	項目	H26	H27	H28	H29	H30	展 開						
誰もが楽しめる魅力ある図書館	貸出・返却拠点の新設	◇設置(木の葉モール)	◇設置(南区南部)	継続的に検討, 協議			貸出拠点数	H25 13地点	H30 15地点	返却拠点数	H25 21地点	H30 25地点	
	利用時間の拡大	◇実施(総合・東)			検討(段階的に実施)			入館者数	H25 4,224千人/年	H30 5,500千人/年			
	快適な空間づくり	計画	リニューアル(段階的に実施)										
さまざまな情報を求める市民に応える図書館	図書館サービスの充実	準備	電子メールレファレンスサービスの実施					レファレンス件数(電子メール)	H25 0件/年	H30 1,500件/年			
	地域読書活動への支援	準備	公民館等の読書活動への支援					貸出団体数	H25 344団体	H30 390団体	配本冊数	H25 236,455冊	H30 244,000冊
	市関連施設の図書室との相互協力	準備	議会図書室との連携					貸出冊数	H25 0冊	H30 40冊/年			
子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館	子どもへの読書普及	準備	新一年生へ貸出カードの付与					個人登録者数(小1)	H25 3,069人	H30 14,000人			
	学校図書館支援センター	準備	学校図書館への支援					学校図書館への配本数	H25 0冊/年	H30 3,200冊/年	学校図書館への対応件数	H25 0件/年	H30 100件/年
総合図書館の特色を生かした図書館	映像部門の強化	準備	図書館以外でのアジア映画上映					アジア映画上映回数	H25 0回/年	H30 2回/年	入場者数	H25 0人/年	H30 100人/年
	文書部門の強化	歴史的公文書のデジタルデータ化準備		デジタルデータ化			公開	公文書資料閲覧数	H25 47件(マイクロフィルム)	H30 100件(デジタルデータ)	文学館事業参加者数	H25 4,400人	H30 5,000人
4つの図書館像の実現を支える効率的で効果的な図書館運営	図書館運営の強化	民間活力導入の検討	総合(一部)・東に指定管理者制度					ボランティア総活動時間	H25 4,084時間	H30 4,500時間	広告料等収入額	H25 785千円	H30 6,000千円
	情報発信の充実	準備	メールマガジン配信					ホームページアクセス数	H25 224万回/年	H30 250万回/年	メールマガジン登録者数	H25 0人	H30 5,000人



## 成果指標

図書館利用者の満足度（図書館サービスに対して満足している図書館利用者の割合）  
 【現在】 75.5% → 【平成30年度】 85% → 【平成35年度】 90%

### 目標数値

#### 【平成25年度】

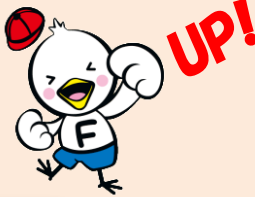
入館者数 4,224千人  
 個人貸出冊数 4,633千冊  
 貸出利用者数 1,291千人  
 新規登録者数 30千人

#### 【平成30年度】

入館者数 5,500千人  
 個人貸出冊数 5,200千冊  
 貸出利用者数 1,400千人  
 新規登録者数 45千人

#### 【平成35年度】

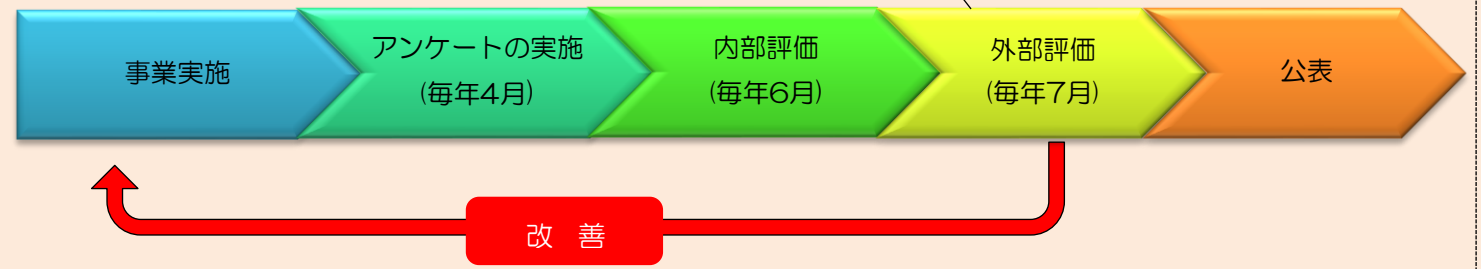
入館者数 6,000千人  
 個人貸出冊数 6,000千冊  
 貸出利用者数 1,500千人  
 新規登録者数 60千人



## 事業評価

新ビジョンを着実に推進していくため、年度ごとに図書館サービスや業務について評価を行い、進行管理を行う。

### 事業評価の流れ



#### 福岡市図書館評価委員会(仮称)

- ・運営審議会委員及び外部委員の4名程度で構成
- ・事業について客観的に評価し、市に報告

## 今後の運営体制のあり方

図書館行政の根幹部分は市が担い、民間の能力を活用できる部分は民間事業者任せにすることで、サービスの向上を図ります。

### 【指定管理制度による主な効果】

#### 総合図書館

- ・建物管理の各委託契約における事務や連絡調整、また職員が担っている管理業務等を指定管理業務とすることによる行政のスリム化
- ・技術資格や専門知識を持つスタッフにより、迅速かつ柔軟な対応や計画的な管理が図られる
- ・快適な空間づくり等の面で、民間のノウハウを活用

#### 東図書館

- ・読書普及事業実施等の面で、民間ネットワークを活用できる
- ・接遇面等についての専門的研修を受けた窓口スタッフが配置できる



### 業務の分担

#### 【主な市の業務】

- ・図書、文書、映像資料の収集保存、調査研究
- ・上記資料を活用した事業
- ・読書普及事業（企画調整を含む）
- ・学校図書館や地域読書活動に対する支援
- ・総合図書館新ビジョンの推進 など

#### 【主な指定管理者の業務】 H28～

##### 総合図書館

- ・建物管理全般（清掃、警備等）
- ・利用案内、地域情報の提供発信
- ・ホール等の利用許可、使用料徴収 など

##### 東図書館

- ・図書サービス業務（貸出返却、排架、整理等）
- ・読書普及事業 など

効果

人的資産  
・財源  
の再配分

新規事業の実施  
及び  
図書館サービスの充実  
（利用時間の拡大や  
アウトリーチ活動など）



## 福岡市総合図書館条例の一部改正について

### 1 改正の理由

福岡市総合図書館の適正かつ効果的な運営を図るため、当該施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、福岡市東図書館の新築移転に伴い、その位置を改める等の必要があるため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- 指定管理者に関する規定を設ける。
- 香椎副都心公共施設内に移転する東図書館の位置を東区香住ヶ丘一丁目から東区千早四丁目に改める。
- 文書資料の範囲を明確にするため、郷土資料と文学資料を加える。

### 3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から、別表第 1 福岡市東図書館の項の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

### <参 考> 市と指定管理者との主な業務区分

#### ○総合図書館

市の業務	指定管理者の業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書、文書、映像資料の収集保存</li> <li>・ 図書、文書、映像資料の調査研究</li> <li>・ 図書、文書、映像資料を活用した事業</li> <li>・ 図書サービス業務（貸出返却、排架、整理、レファレンス等）</li> <li>・ 読書普及事業（企画調整含む）</li> <li>・ 学校図書館や地域読書活動への支援</li> <li>・ 総合図書館新ビジョンの推進 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物管理全般（設備保守・点検、警備、清掃等）</li> <li>・ ホール等の利用許可、使用料徴収</li> <li>・ 施設案内、地域情報の提供発信</li> <li>・ やすらぎの場づくり</li> <li>・ 交流の場づくり（自主企画事業等）</li> <li>・ 施設空間の有効活用 等</li> </ul>

#### ○東図書館

市の業務	指定管理者の業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書資料の収集保存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書サービス業務（貸出返却、排架、整理、利用案内等）</li> <li>・ 読書普及事業 等</li> </ul>

福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号）の一部を改正する条例案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(第1条 略)</p> <p>第2条 総合図書館は、<u>次の各号に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料（以下「文書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(第1条 略)</p> <p>第2条 総合図書館は、<u>次に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、<u>郷土資料、文学資料</u>その他必要な資料（以下「文書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第18条 教育委員会は、総合図書館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>2 指定管理者が行う総合図書館（分館を除く。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第5条第1項に規定する利用の許可（会議室に係るものに限る。）に関する業務</u></p> <p><u>(3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務</u></p> <p><u>(4) 第7条に規定する入館の制限に関する業務</u></p> <p><u>(5) 第9条に規定する特別な設備の設置（会議室に係るものに限る。）に関する業務</u></p> <p><u>(6) 第10条に規定する使用料の徴収（会議室に係るものに限る。）に関する業務</u></p> <p><u>(7) 第11条に規定する手数料の徴収に関する業務</u></p> <p><u>(8) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可（文書資料に係るものを除く。）及び同項第2項に規定する手数料の徴収に関する業務</u></p> <p><u>(9) 第14条に規定する観覧料等（使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料に限る。）の減免に関する業務</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>(10) 総合図書館の施設，付属設備等の維持及び修繕に関する業務</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p><u>3 指定管理者が行う総合図書館（分館に限る。）の管理に関する業務は，次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 前項第3号，第4号及び第7号に掲げる業務</u></p> <p><u>(2) 第2条第1号（市民の利用に供することに限る。），第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。），第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務</u></p> <p><u>(3) 第12条第1項に規定する撮影，模写又は模造の許可及び同項第2項に規定する手数料の徴収に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p><u>（指定管理者の指定）</u></p> <p><u>第19条 教育委員会は，総合図書館の管理を指定管理者に行わせようとするときは，教育委員会規則で定めるところにより，総合図書館（分館を除く。）又は各分館について，指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし，総合図書館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると教育委員会が認める場合は，この限りでない。</u></p> <p><u>2 指定管理者の指定を受けようとする者は，教育委員会規則で定めるところにより，教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は，前項の規定による申請があったときは，次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(2) 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに，その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>(3) 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準</u></p> <p><u>(指定等の告示)</u></p> <p><u>第20条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに教育委員会規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。</u></p> <p><u>(指定の取消し等)</u></p> <p><u>第21条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</u></p> <p><u>(1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。</u></p> <p><u>(2) 第19条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。</u></p> <p><u>(4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。</u></p> <p><u>2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。</u></p> <p><u>(管理の基準)</u></p> <p><u>第22条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従って適正に総合図書館の管理を行わなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>(指定管理者の原状回復義務等)</u></p> <p><u>第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった総合図書館の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、総合図書館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者に関する読替え)</u></p> <p><u>第24条 第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条(第3項を除く。)、第10条、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条(第3項を除く。)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用料」とあるのは「使用料(会議室に係るものに限る。)」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等(文書資料を除く。)」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料(会議室に係るものに限る。)及び手数料」とする。</u></p>

現 行

改 正 案

(総合図書館運営審議会)

**第18条** 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2～5 略

(委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1

名称	位置
福岡市東図書館	福岡市東区香住ヶ丘一丁目
(省略)	

別表第2及び別表第3 略

2 第18条第1項の規定により総合図書館(分館に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条第1項、第7条及び第12条第1項の規定の適用については、第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

(総合図書館運営審議会)

**第25条** 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2～5 略

(委任)

**第26条** この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1

名称	位置
福岡市東図書館	福岡市東区千早四丁目
(省略)	

別表第2及び別表第3 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から、別表第1福岡市東図書館の項の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

## 1. 福岡市総合図書館条例 (平成8年3月28日条例第30号)

## (設置)

- 第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。
- 2 総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。

## (事業)

第2条 総合図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づく図書館として、図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料（以下「図書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。
- (2) 映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスクその他必要な資料（以下「映像資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して市民の利用に供すること。
- (3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料（以下「文書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。
- (4) 図書資料、映像資料及び文書資料（以下「図書資料等」という。）の利用のための相談に応じること。
- (5) 図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 図書資料等に関する講演会、講習会、研究会、映写会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (7) 施設の利用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

## (職員)

第3条 総合図書館に館長その他必要な職員を置く。

## (観覧料)

第4条 総合図書館が主催して映像ホールで映像資料を上映する場合は、観覧する者から、別表第2に定める額の観覧料を徴収する。

## (利用の許可)

- 第5条 図書資料等に関する講演会、講習会、研究会、映写会等のため総合図書館の施設（映像ホール及び会議室に限る。）を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者が利用を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。
- 2 映像ホールに係る前項の許可は、総合図書館が主催して映像ホールで行う事業に支障がない範囲で行うものとする。

## (利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総合図書館の利用を拒み、又は前条の許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者（利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。）が総合図書館の設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合図書館の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。



(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは総合図書館の施設、付属設備若しくは図書資料等を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 総合図書館の管理上の指示又は指導に従わない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合図書館の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 第5条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、総合図書館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、総合図書館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 教育委員会は、総合図書館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において総合図書館に特別な設備を設置するよう命じることができる。
- 3 前2項に規定する設備は、第5条の許可の期間の満了前に許可利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。
- 4 許可利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を当該許可利用者から徴収する。

(使用料)

第10条 許可利用者からは、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(複写手数料)

第11条 総合図書館の図書資料等を複写する者からは、複写紙1枚につき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(撮影等の許可及び手数料)

第12条 学術研究等のため、総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者からは、1点1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(観覧料等の前納等)

第13条 観覧料、使用料及び手数料(以下「観覧料等」という。)は、前納とする。

- 2 既納の観覧料等は還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

第14条 教育委員会が特別な理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

(利用者の管理義務)

第15条 利用者は、利用期間中その利用に係る総合図書館の施設、付属設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者がその責めに帰すべき事由により、総合図書館の施設、付属設備又は図書資料等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

**第17条** 許可利用者は、総合図書館の職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(総合図書館運営審議会)

**第18条** 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、総合図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。
- 3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附 則 (抄)**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、総合図書館（分館を除く。）の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。（平成8年教育委員会規則第10号により平成8年6月29日から供用開始）

(福岡市市民図書館条例の廃止)

- 3 福岡市民図書館条例（昭和51年福岡市条例第43号）は、廃止する。

**附 則 (平成11年3月11日条例第35号)**

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成11年教育委員会規則第5号により別表第1福岡市博多図書館の項の次に福岡市博多南図書館の項を加える改正規定は、平成12年1月30日から施行）

**附 則 (平成15年3月13日条例第30号)**

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第1福岡市西図書館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成15年教育委員会規則第11号により平成15年8月9日から施行）

**附 則 (平成19年12月20日条例第62号)**

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則 (平成21年3月26日条例第43号)**

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市西部図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

**附 則 (平成26年3月27日条例第51号)**

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

名 称	位 置
福岡市東図書館	福岡市東区香住ヶ丘一丁目
福岡市和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目
福岡市博多図書館	福岡市博多区山王一丁目
福岡市博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市南図書館	福岡市南区塩原二丁目
福岡市城南図書館	福岡市城南区片江五丁目
福岡市早良図書館	福岡市早良区百道二丁目
福岡市西図書館	福岡市西区内浜一丁目
福岡市西部図書館	福岡市西区西都二丁目

別表第2

## 映像ホール上映観覧料

区 分		金 額	
		個 人	20人以上の団体
通常上映観覧	一 般	500円	1人につき400円
	大学生・高校生	400円	1人につき320円
	中学生・小学生	300円	1人につき240円
特 別 上 映 観 覧		1人につき2,000円以内で教育委員会が定める額	

## 備考

- 通常上映観覧とは、総合図書館が平常的に上映する映像資料の観覧をいい、特別上映観覧とは、総合図書館が特別に上映する映像資料の観覧をいう。
- 一般とは、大学生・高校生及び中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいい、大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれらに準じるものに在学する者をいう。

別表第3

## 1 映像ホール使用料

区 分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前10時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前10時から 午後10時まで
映 像 ホ ール	3,000円	18,000円	22,000円	21,000円	40,000円	43,000円

2 会議室使用料

区 分	午前10時から 正 午 まで	午後1時から 午後4時まで	午後4時から 午後7時まで	午前10時から 午後4時まで	午後1時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで
第1会議室	2,350 円	5,100 円	5,100 円	7,200 円	9,150 円	10,900 円
第2会議室	1,250	2,700	2,700	3,800	4,850	5,750

備考

- 1 映像ホールの許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 2 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 3 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。

# 平成27年度予算及び機構について

報告3

## 1 平成27年度予算

事 項	金 額(千円)			
	27年度	26年度	増減	
1 給与費等	314,878	319,396	△ 4,518	
2 管理運営費	775,900	748,991	26,909	
	一般管理費	170,121	164,914	5,207
	施設管理費	249,339	246,307	3,032
	分館運営費	332,210	329,146	3,064
	映像機器の更新	4,000	8,000	△ 4,000
	新ビジョン推進経費	5,335	0	5,335
	学校図書館支援センター運営費	14,895	0	14,895
	総合図書館活動評価経費	0	624	△ 624
3 主催事業費	3,330	2,936	394	
	講座等経費	1,307	1,413	△ 106
	映像企画事業等経費	1,523	1,523	0
	図書館外施設でのアジア映画上映	500	0	500
4 資料収集経費	161,170	170,743	△ 9,573	
	図書・文書資料購入費	84,304	89,368	△ 5,064
	映像資料購入費	2,465	3,043	△ 578
	図書整理費	29,944	33,100	△ 3,156
	文書資料整理等経費	32,717	33,438	△ 721
	収集保存等経費	11,740	11,794	△ 54
5 図書利用サービス費	162,132	161,944	188	
	一般利用サービス費	159,146	159,116	30
	団体貸出運営費	2,796	2,371	425
	こども図書館運営費	190	457	△ 267
6 国連寄託図書館経費	9,018	9,331	△ 313	
7 文学館費	14,172	14,290	△ 118	
	文学館管理運営費	11,238	11,356	△ 118
	文学館事業費	2,934	2,934	0
8 施設整備費	485,047	95,407	389,640	
	総合図書館施設整備費	22,334	30,568	△ 8,234
	図書館分館整備事業	462,713	64,839	397,874
合 計	1,925,647	1,523,038	402,609	

## 2 機構

※注：（ ）内は26年度

	人員	内 訳	
		職員数	嘱託員数
館 長	1 (1)	0 (0)	1 (1)
副 館 長 (管理部長事務代理)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
管 理 部 長	1 (1)	1 (1)	0 (0)
運 営 課			
運 営 課 長	1 (1)	1 (1)	0 (0)
運 営 係	3 (3)	3 (3)	0 (0)
企 画 係	4 (4)	3 (3)	1 (1)
図 書 サービス 課			
図 書 サービス 課 長	1 (1)	1 (1)	0 (0)
図 書 係	13 (13)	4 (4)	9 (9)
読 書 普 及 係	11 (9)	4 (5)	7 (4)
相 談 係	16 (16)	3 (3)	13 (13)
東 白 博 多 博 多 南 中 央 南 城 南 早 良 西 部 図 書 館	7 (7)	0 (0)	7 (7)
和 白 博 多 博 多 南 中 央 南 城 南 早 良 西 部 図 書 館	7 (7)	0 (0)	7 (7)
博 多 南 中 央 南 城 南 早 良 西 部 図 書 館	7 (6)	0 (0)	7 (6)
博 多 南 中 央 南 城 南 早 良 西 部 図 書 館	7 (7)	0 (0)	7 (7)
中 央 南 城 南 早 良 西 部 図 書 館	7 (7)	0 (0)	7 (7)
南 城 南 早 良 西 部 図 書 館	7 (7)	0 (0)	7 (7)
早 良 西 部 図 書 館	7 (7)	0 (0)	7 (7)
西 部 図 書 館	7 (6)	0 (0)	7 (6)
西 部 図 書 館	7 (7)	0 (0)	7 (7)
西 部 図 書 館	7 (7)	0 (0)	7 (7)
文 学 ・ 文 書 課			
文 学 ・ 文 書 課 長	1 (1)	1 (1)	0 (0)
文 学 係	5 (5)	3 (3)	2 (2)
資 料 係	4 (4)	2 (2)	2 (2)
古 文 書 係	7 (7)	3 (3)	4 (4)
映 像 資 料 課			
(管理部長事務取扱) 映 像 資 料 課 長	0 (0)	0 (0)	0 (0)
映 像 資 料 係	4 (4)	2 (2)	2 (2)
主 任 学 芸 主 事	2 (2)	2 (2)	0 (0)
合 計	144 (140)	33 (34)	111 (106)

## 平成27年度事業計画について

平成26年6月に策定した「福岡市総合図書館新ビジョン」に基づき、高度化・多様化する利用者のニーズに応えるため、サービスや利便性の向上を図り、魅力ある図書館づくりを推進する。

「福岡市総合図書館新ビジョン」は、平成26年度を始期とする10年間を計画期間としており、新ビジョン推進のため、平成27年度に重点的に取り組む事業及び各部門において実施する事業は次のとおりとする。

### I 重点事業

#### (1) 東図書館移転整備(香椎副都心公共施設整備事業)

主な事業名	内 容	実施時期
東図書館移転整備 (香椎副都心公共施設整備事業)	平成26年度から整備工事を進めている香椎副都心公共施設内への東図書館の移転準備として、備品等の整備を行う。また、東図書館として特色をもった図書の選定を行う。	平成28年6月 (公共施設) 供用開始予定
指定管理者制度の導入準備 【新規】	平成28年度から東図書館(選書を除く)に指定管理者制度を導入するため、指定管理者選定・評価委員会を設置し、事業者の公募を行い、指定管理者を選定する。	平成27年10月頃 に候補者を決定する予定

#### (2) 学校図書館支援センター

主な事業名	内 容	実施時期
学校図書館支援センターの本格運用開始 【新規】	各学校が、学校図書館を効果的に運用できるように、学校図書館関係者を対象とし、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。 また、小4～6年を対象とした小学生読書リーダー養成講座を実施する。	平成27年度 本格運用

#### (3) 貸出・返却サービスの充実

主な事業名	内 容	実施時期
貸出・返却拠点の新設 【新規】	平成27年度は、中央区荒戸の「ふくふくプラザ」内に返却拠点を設置する予定。 また、南区内における候補地の検討を行う。	平成27年度 設置

(4) レファレンス（相談）サービスの充実

主な事業名	内 容	実施時期
電子メールによる レファレンス サービス 【新規】	電子メールによるレファレンスサービスを実施し、利用者への図書館サービスの充実と利便性の向上を図る。	平成27年度

(5) 地域読書活動への支援

主な事業名	内 容	実施時期
公民館等の読書活動 への支援 【新規】	地域において図書館活動を行っている公民館や留守家庭子ども会等を訪問して、図書コーナー（室）の運営や環境整備への助言や支援等を実施するため、関係部署等と協議を行う。	平成28年度 実施予定

(6) 市関連施設の図書室との相互協力

主な事業名	内 容	実施時期
市関連施設の 図書室の相互協力 【新規】	平成27年2月から、市議会議員等の調査・研究を支援するため、議会図書室へ図書資料の貸出を行っている。	平成27年2月 から実施 (議会図書室)

(7) 図書館外施設でのアジア映画上映事業

主な事業名	内 容	実施時期
こんにちは！ シネラです 【新規】	総合図書館が収蔵しているアジア映画の作品を、図書館以外の市の施設で上映し、フィルムの有効活用を図る。	平成27年10月 予定

(8) 効率的で効果的な図書館運営

主な事業名	内 容	実施時期
指定管理者制度の 導入の準備 【新規】	平成28年度より総合図書館（建物管理等）に指定管理者制度を導入するため、指定管理者選定・評価委員会を設置し、事業者の公募を行い、指定管理者を選定する。	平成27年10月 頃に候補者を決定する予定



(9) 新ビジョンの推進

主な事業名	内 容	実施時期
新ビジョンの 進行管理と評価 【新規】	事業計画に基づいて、新ビジョンを着実に推進していくために、年度ごとに図書館サービスや業務についてのアンケート実施及び内部評価を行う。さらに福岡市図書館評価委員会（仮称）を設置して外部評価を行い、結果を公表する。	平成 27 年 7 月 外部評価及び 公表

## Ⅱ 部門別事業計画

※再・・・重点事業からの再掲

### 1 図書館全体

#### (1) 分館整備事業

主な事業名	内 容	実施時期
東図書館移転整備 (香椎副都心公共 施設整備事業) 再	平成26年度より整備工事を進めている香椎副都心公共施設内への東図書館の移転準備として、備品等の整備を行う。	平成28年6月 (公共施設) 供用開始予定
新たな分館の検討 【新規】	市民局において検討を進めている「早良区地域交流センター」内への分館設置に向けた検討を行う。	関係部局と協議

#### (2) 快適な空間づくり事業

主な事業名	内 容	実施時期
やすらぎと交流の場 づくり 【新規】	エントランスホールや正面玄関前広場等を活用した快適な空間づくりや、館内レイアウトの一部見直しのため、市民ニーズの把握を含めた民間コンサルタントによる調査を行う。	平成28年度以降 段階的に実施

#### (3) 効率的で効果的な図書館運営

主な事業名	内 容	実施時期
指定管理者制度の 導入の準備 【新規】 再	平成28年度より総合図書館(建物管理等)及び東図書館(選書を除く)に指定管理者制度を導入するため、指定管理者選定・評価委員会を設置し、事業者の公募を行い、指定管理者を選定する。	平成27年10月 頃に候補者を決定する予定

#### (4) 財源確保に係る事業

主な事業名	内 容	実施時期
ふくおか応援寄付 【新規】	「ふくおか応援寄付」制度による寄付金により、図書購入費等の財源確保を図る。	平成27年度 上半期中
広告収入の拡充 【拡充】	広告収入等の財源確保の拡充を図っていく。 また、「雑誌スポンサー」制度による図書資料等の寄付について検討する。	平成27年度 実施

(5) 利用時間の拡大

主な事業名	内 容	実施時期
開館時間、休館日の見直し 【拡充】	図書館利用者の利便性の向上を図るため、開館時間及び休館日の見直しについては、段階的な実施に向けて、継続的な検討を行う。	平成 28 年度 実施予定 (総合、東)

(6) 市民との共働事業

主な事業名	内 容	実施時期
図書館ボランティアとの共働 【拡充】	図書館サービスの充実と市民活動の場の提供を図るため、図書館ボランティアの活動範囲の拡大等について検討する。	平成 27 年度 実施 〔 継続 60 名 〕 〔 新規 40 名 〕
インターンシップ制度の導入 【新規】	各部門においてインターンシップ制度の導入について検討し、提携する大学等と協議をする。	平成 28 年度 制度導入予定

(7) 研修事業

主な事業名	内 容	実施時期
専門研修 【拡充】	図書館職員として専門知識や技術向上を目指した研修を実施する。	各部門ごとに 実施
接遇研修	各館の窓口での接遇をより向上させるため、基本的な発声、表情、身のこなしを身に着けて、仕事に自信を持たせるとともに利用者への好感度をアップさせる。	年 1 回 委託・派遣も含め 全員参加 実演訓練
基礎研修 【新規】	基礎的なビジネスマナーやコンプライアンスなどの基礎知識について、ビデオ等を用いた振り返り研修を実施し、利用者サービスの向上を図る。	年 4 回

(8) 危機管理対策事業

主な事業名	内 容	実施時期
防火基礎研修	防火対策及び消防設備等の基礎知識を学び、日頃からの防火意識を高め、いざという時に適切な対応ができるよう研修を行う。	平成 27 年度 上半期中 1 回
災害時避難訓練	火事・地震を想定した避難誘導訓練と消火器及び屋内消火栓の実地訓練を行う。 また、消防局の協力による A E D の操作訓練。	平成 27 年度 下半期中 1 回

(9) 見学・視察受入等事業

主な事業名	内 容	実施時期
見学・視察受入	小学校、中学校、高校、各種学校の他、自治体、図書館関連機関等からの受け入れ要請に対しスケジュール調整、受け入れ準備、受け入れを行う。	すべての要請に対応する
バックヤードツアー	見学視察が比較的少なくなる 11 月から翌年 3 月にかけて、一般および親子を対象とする図書館の裏側を紹介するツアーを実施する。	各回 15 名×10 回 150 名の参加

(10) 情報発信事業

主な事業名	内 容	実施時期
メールマガジンの配信 【新規】	図書館でのイベント情報、新刊本の紹介や各部門からのお知らせなど、積極的な情報発信を行い、図書館利用者の拡大を図る。	平成 27 年度 下半期開始予定 (月 2 回程度)
ホームページの改修	子どもから高齢者まで分かりやすく、使いやすいホームページを目指し、改修する。	平成 27 年度 下半期中

(11) 新ビジョンの推進

主な事業名	内 容	実施時期
新ビジョンの 進行管理と評価 【新規】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再</span>	事業計画に基づいて、新ビジョンを着実に推進していくために、年度ごとに図書館サービスや業務についてのアンケート実施及び内部評価を行う。さらに福岡市図書館評価委員会（仮称）を設置して外部評価を行い、結果を公表する。	平成 27 年 7 月 外部評価及び 公表

## 2 図書資料部門

### (1) 図書資料の収集・整理・保存

総合図書館は各分館との緊密なネットワークを構成し、図書、逐次刊行物、新聞の収集について、一層の充実に努め、本館での基本資料の一元的保存を行う。

主な事業名	内 容	実施時期
資料収集の充実 【拡充】	公共図書館としての役割を発揮するため、図書資料の収集方針の見直しを行う。	平成27年7月
東図書館移転整備 再	東図書館の移転準備として、特色をもった図書の選定を行う。	平成28年6月 (公共施設) 供用開始予定

### (2) 貸出・返却サービスの充実

交通不便等の理由により来館困難な方への利用者サービスの向上を図るため、市中心部、交通結節点など市内7カ所に図書返却ポスト等を設置し、福岡県立図書館との相互返却サービスの提供を行うとともに有料宅配サービスを実施している。

さらに、福岡都市圏域住民の利便性の向上を図るため、福岡都市圏の公立図書館において広域利用が可能となっている。

主な事業名	内 容	実施時期
貸出・返却拠点等の 新設 【新規】 再	図書館サービスが行き届かない地域に対して、交通の便の良い公共施設などに図書の貸出・返却拠点の新設を推進し、図書館利用者の利便性の向上を図る。 平成27年度については、中央区荒戸の「ふくふくプラザ」内に返却拠点を設置する予定。 また、南区内における候補地の検討を行う。	平成27年度 設置
福岡都市圏図書館 等の広域利用	日常生活圏の広域化にあわせ、福岡都市圏の図書館等は、図書の貸出対象の居住者要件を、当該市町村居住者から福岡都市圏全体の居住者に拡大している。	平成13年度から 継続

### (3) レファレンスサービスの充実

利用者から寄せられる質問・相談に対し、一般参考、人文科学、社会科学、自然科学、国際、国連などの所蔵資料やオンラインデータベース等の電子情報を活用して、レファレンスサービスの充実を図る。

主な事業名	内 容	実施時期
レファレンス（相談）サービスの充実 【新規】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再</span>	電子メールによるレファレンスサービスを実施し、利用者への図書館サービスの充実と利便性の向上を図る。	平成27年度
レファレンス協同データベース事業におけるレファレンス事例の提供	国立国会図書館が実施する同事業を通じて、総合図書館におけるレファレンス事例の中から選択したものを、平成25年5月から一般公開している。	平成25年度から継続
情報提供の充実 【拡充】	ビジネス支援や子育て支援などの課題解決に対して、本市関連部局及び国・県等関係機関と連携を図りながら、図書館資料を活用した情報提供などを行う。	展示回数の増加
ホームページの複写サービス 【拡充】	福岡市及び国等のホームページに掲載されたインターネット情報を利用者の調査研究に役立てるため、同資料を収集し、複写サービスを提供する。	平成27年度本格実施

### (4) 各種図書館間協力ネットワークの構築

県内公共図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館との相互協力ネットワークの推進を図る。

主な事業名	内 容	実施時期
国立国会図書館総合目録ネットワークへの参加	公共図書館における資料の共有化、書誌サービスの標準化と効率化を図るため、同ネットワークに参加し、当館書誌データの提供や、国立国会図書館及び参加図書館の書誌データ検索を実施している。	平成11年度から継続
福岡県図書館協会の相互貸借	相互貸借の円滑化により図書館サービスの充実を図るため、福岡県内の公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館の4団体間で、相互貸借を実施している。	平成18年度から継続
大学図書館とのネットワーク	大学図書館の資料を市民が利用できるようにするため、平成13年3月から相互貸借を開始し、現在は9大学13図書館と実施している。	平成12年度から継続

<p>市関連施設の 図書室の相互協力 【新規】</p>	<p>市関連施設の図書室の相互協力を推進することにより、利用者サービスの向上を図る。 平成26年度から、市議会議員等の調査・研究を支援するため、議会図書室へ図書資料の貸出を行っている。</p>	<p>平成27年2月から実施 (議会図書室)</p>
<p>国立国会図書館 デジタル化資料 送信サービスの 提供</p>	<p>国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料約131万点について、総合図書館が設置する端末から閲覧することができるサービスを平成26年1月21日から提供している。</p>	<p>平成25年度から 継続</p>

#### (5) 読書普及活動

読書活動ボランティア講座や講演会等を行う。

なお、大人向けのイベントの実施に向けて検討を行う。

主な事業名	内 容	実施時期
<p>読書活動 ボランティア講座 (初心者コース) (経験者コース) 【拡充】</p>	<p>地域における子どもの読書活動を推進するためのボランティアの資質向上を図ることを目的として実施する。</p>	<p>平成27年 5月～10月</p>
<p>おはなし会</p>	<p>乳幼児から小学校低学年児童を対象として絵本の読み聞かせや紙芝居などを行い、本への親しみと読書の楽しさを伝え、読書習慣の養成を図る。</p>	<p>毎週土、日曜日</p>
<p>赤ちゃん向け おはなし会</p>	<p>0～2歳児と保護者を対象として絵本の読み聞かせやわらべうたを行い、ブックスタートをきっかけに、高まっている絵本への関心を持ち続け、さらに読み聞かせの楽しさや絵本への親しみを育むことを目的として実施する。</p>	<p>毎月第2金曜日</p>
<p>夏休み図書館の 達人講座</p>	<p>子ども達に夏休みの自由研究等にも役立つ、図書館を利用した調べ学習の方法を学んでもらい、図書館利用に関する基本的知識を習得してもらう。</p>	<p>平成27年8月</p>
<p>企画展示</p>	<p>各部門においてテーマを設定し、テーマに沿った図書の展示やブックリストの配布などを行う。 なお、10月は図書館マンスとし、全館統一テーマを定め、各館・各部門において、サブテーマを設定し、図書の展示等を行う。</p>	<p>毎月</p>

### (6) モデル児童図書目録の発行

子どもたちやその保護者等が、子どもの本を選ぶ目安として、各年齢層に応じた本を紹介したリストを配布し、子どもの読書推進に寄与する。

主な事業名	内 容	実施時期
モデル児童 図書目録の発行 【拡充】	今後の発行方法や形態等について検討する。 ※発行状況 幼児用 平成12年2月発行 平成27年3月改訂版を発行予定 初級（小学1・2年生） 平成15年11月発行 中級（小学3・4年生） 平成20年 3月発行 上級（小学5・6年生） 平成24年 3月発行	平成27年度

### (7) 地域読書活動への支援

団体貸出サービスの充実をはかり、公民館等の図書コーナー等の運営や環境整備への支援を推進する。

主な事業名	内 容	実施時期
団体貸出先の拡大 【拡充】	団体貸出の効率化を図るとともに、入所施設、病院等への団体貸出の拡大を図る。	平成27年度
公民館等の読書活動 への支援 【新規】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再</span>	地域において読書活動を行っている公民館や留守家庭子ども会等を訪問して、図書コーナー（室）の運営や環境整備への助言や支援等を実施するため、関係部署等と協議を行う。	平成28年度 実施予定

### (8) 学校図書館支援センター

学校図書館が持つ「学習センター・読書センター」としての機能の充実を図るため、学校図書館ネットワークを構築する中心的な役割を担う「学校図書館支援センター」の本格運用を開始する。

主な事業名	内 容	実施時期
学校図書館支援 センターの 本格運用開始 【新規】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再</span>	各学校が、学校図書館を効果的に運用できるように、学校図書館関係者を対象とし、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。 また、小4～6年を対象とした小学生読書リーダー養成講座を実施する。	平成27年度から 本格運用



### (9) 分館運営

分館では、生活に密着した情報、趣味、娯楽、読み物等の一般図書、児童図書を中心に資料を収集し、館内での閲覧や貸出を行うほか、おはなし会等の読書普及活動を行っている。

また、総合図書館と分館はコンピューターネットワークにより資料情報を共有するとともに、毎日連絡車を運行し、資料の貸出や返却がどの図書館でもできるように、物流のネットワーク化を図っている。

主 な 事 業 名	内 容	実施時期
おはなし会	乳幼児から小学校低学年児童を対象として絵本の読み聞かせや紙芝居などを行い、本への親しみと読書の楽しさを伝え、読書習慣の養成を図る。	毎週土曜日ほか
企画展示	各分館においてテーマを設定し、テーマに沿った図書の展示やブックリストの配布などを行う。 なお、10月は図書館マンスとし、全館統一テーマを定め、各館・各部門において、サブテーマを設定し、図書の展示等を行う。	毎月

### 3 文書資料部門

#### (1) 公文書等

##### ① 公文書

完結後30年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものを収集、整理、保存、閲覧に供する。

また、完結後20年を経過した永年保存文書で、保管の委託が適当であるものについては、受託する。

- ア 収 集 福岡市の各公文書規程に基づき行う。
- イ 整理・保存 資料保存のための燻蒸処理を行い、件名整理及び閲覧制限項目のチェック完了後、検索性目録の作成とマイクロフィルム撮影を行う。
- ウ 閲 覧 完結後30年を経過した公文書を、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。  
資料の館外貸出は本市職員に限り許可する。
- エ 展 示 歴史的公文書の展示を行い、市民の公文書への関心を高める。  
(2回実施予定)

主な事業名	内 容	実施時期
公文書資料目録 平成27年度版(DVD) の作成	平成26年度までに収集・整理した公文書資料の簿冊及び件名目録を検索性として作成するとともに、エクセルデータにてホームページに掲載する。	平成28年3月

##### ② 行政資料

主に本市各部局が発行する刊行物等を収集、整理・保存し、文書資料室に配架して閲覧に供する。

また、本市各部局で作成したビデオテープやDVDの閲覧提供を行う。

## (2) 古文書資料

古代、中世、近世及び近現代の郷土福岡に関する歴史資料を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収 集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 燻蒸処理し、収集資料群毎の詳細調査・整理及び資料の補修等を行い、マイクロフィルム撮影をして、検索用目録を作成する。
- ③ 閲 覧 原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。

主 な 事 業 名	内 容	実施時期
古文書学講座	古代・中世・近世・近代の古文書学の基礎を学ぶ講座	平成27年9月
古文書資料目録21の発行	平成26年度までに収集した古文書資料の検索用目録を作成する。	平成28年3月

## (3) 郷土資料

近世までは筑前国、近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料、及び九州・山口各県の地方史誌等を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収 集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。  
貴重な資料についてはマイクロフィルム撮影をして、閲覧用の複製本を作成する。
- ③ 閲 覧 郷土・特別資料室に配架して閲覧に供する。  
貴重資料については、マイクロフィルム又は複製本により閲覧に供する。

主 な 事 業 名	内 容	実施時期
郷土・特別資料室内展示	郷土福岡に関する展示を実施	平成27年4月～ 平成28年3月

#### (4) 文学資料

福岡ゆかりの作家等に関する文学資料を収集，整理・保存し，閲覧に供するとともに，実行委員会による文学振興事業等を実施する。

##### ① 資料

- ア 収 集 購入，寄贈等による。
- イ 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。
- ウ 閲 覧 郷土・特別資料室に配架して閲覧に供する。  
貴重資料は，事前申請により職員立会のもと一部公開。

##### ② 福岡市文学館の運営

福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」において，企画展・文学講座等の事業を実施し，市民の文学に関する生涯学習活動を支援する。

主な事業名	内 容	実施時期
常設展示	福岡ゆかりの文学者や文学作品，福岡での様々な文学活動を紹介する。	通 年 (企画展期間中を除く)
企画展	総合図書館 1階ギャラリー 赤煉瓦文化館 1階展示室 特に企画展では，文学振興事業実行委員会において企画展図録及び復刊本を作成し，販売。	11月～12月頃 (年 1回)
赤煉瓦夜話	福岡ゆかりの文学者等による卓話会，講演等	隔月第3木曜日 (11月～12月を除く)
読書講座	九州ゆかりの文学をテキストにし，講師と受講者で作品についての意見交換をする。	11月～1月頃 (全5回)
文学館倶楽部	福岡市文学館の館報として発行（無料配付）	年 2回 (10月，3月)

#### (5) レファレンス業務

郷土・特別資料室及び文書資料室（総合図書館2階）において，各資料に関するレファレンスを行う。

#### (6) 委員会等

- ① 福岡市総合図書館文書資料収集審査委員会  
所管する文書資料収集の適正化を図るため，7名の委員により本年度1回開催予定。
- ② 福岡市文学館資料委員会  
福岡市文学館資料の充実と有効活用を図るため，8名の委員により本年度2回開催予定。
- ③ 福岡市文学振興事業実行委員会  
文学振興事業の企画と円滑な実施運営を図るため，8名の委員により本年度3回開催予定。

## 4 映像資料部門

### (1) 映像資料の収集・整理・保存

主な事業名	内 容	実施時期
映像資料収集事業	(1) アジアフォーカス福岡国際映画祭参加作品 (2) 福岡に関する映画作品 (3) ビデオ, DVD (4) CD	通 年

### (2) 映像資料の調査・研究

東京国立近代美術館フィルムセンターをはじめとする国内外の機関・施設と連携し、映画フィルムの修復、保存等について調査・研究を行う。

### (3) 映像資料の公開及び展示等

- ① 映像ホール・シネラ(246席)の運営
- ② ミニシアター(50席)の運営
- ③ 映像資料の展示(ポスター展の開催など)

### (4) ビデオライブラリーの運営等

映像資料(ビデオテープ・DVD)と音声資料(CD・カセットブック)の館外貸出を行う。

### (5) 映像ホール・シネラの運営等

映像ホール・シネラの運営等については、総合図書館と映像ホール・シネラ実行委員会が共催で行う。

### (6) 委員会等

- ① 福岡市総合図書館映像資料収集委員会  
映像資料の収集・保存に関し、収集に必要な事項を審議するため、8名の委員により本年度1回開催予定。
- ② 福岡市総合図書館映像ホール・シネラ実行委員会  
福岡市総合図書館映像ホール・シネラでの上映会等を開催し、その運営を円滑に行い、福岡市における映像文化の普及・振興を図るため、8名の委員により本年度2回開催予定。

### (7) 図書館外施設でのアジア映画上映事業

主な事業名	内 容	実施時期
こんにちは！ シネラです 【新規】 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再</span>	総合図書館が収蔵しているアジア映画の作品を、図書館以外の市の施設で上映し、フィルムの有効活用を図る。	平成27年10月 予定

(8) 主な上映事業（計画案）

主な事業名	内 容	実施時期
林権澤(ム・グォンテク)監督と韓国映画	韓国映画の巨匠・林権澤監督を中心に、60年代から70年代の韓国映画の秀作を特集	平成27年4月
ぴあフィルムフェスティバル in 福岡	日本最大の自主製作映画の祭典 昨年9月に東京で開催された映画祭から入選作を上映	平成27年4月
シネマテーク事業	日頃福岡で上映されない映画を積極的に取り上げ、上映活動を行う。  ○小津安二郎監督特集 生誕110周年記念として作成されたデジタル復元カラー作品4本を中心に、戦後の小津監督作品を上映  その他、俳優、原作者など様々なテーマで特集を組み上映予定	平成27年5月ほか
イメージフォーラム・フェスティバル2015	日本最大の実験映画のコンペティションであるイメージフォーラム・フェスティバルから、一般公募作品と内外の映像作家の新作等により実験映画の最先端を紹介する。	平成27年6月
映画講演	映画に関する講演を開催すると同時に映画を上映し、映画への理解を深める。	平成27年11月ほか

※7月以降の上映事業については、4月21日開催のシネラ実行委員会で決定。

## 5 広報活動

福岡市総合図書館を広く市民に利用してもらうため、各種媒体による広報を行う。

媒体名	内 容	発行回	配布先／発行数
図書館要覧	他図書館、行政機関への当館の運営報告を目的とし、図書館各部門の現状・サービス、事業実績、組織・予算、分館の状況などを掲載。	年1回	福岡市の関係施設・機関、関連図書館等／200部
福岡市総合図書館ホームページ	情報提供を目的とし、利用案内、各種お知らせ、映像資料案内、図書館資料検索などの項目を設けている。 また、学校図書館支援センターに関するページを追加する。	随 時	
メールマガジン【新規】	図書館事業の市民への告知を目的とし、シネラ上映案内、おはなし会・講演会などをメールで配信。	月2回	メールマガジン登録者
こどもとしょかんのニュース	こども図書館の利用拡大、読書普及を目的とし、おはなし会やテーマ別本展示のお知らせ、新刊本紹介を掲載。	年6回	福岡市の関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／2500部
こどもとしょかんのほんだな	市内の小学生を対象として、図書館の利用拡大を目的とし、小学校向けのお薦め本のリストなどを掲載。	年4回	福岡市内の小学校等／1050部
ヤングアダルトブックリスト	中学生・高校生を対象として、読書普及及び図書館の利用拡大を目的に、お薦めの本を紹介する。	随 時	福岡市内の中学校高等学校等／6000部
レファレンスだより	レファレンスサービスをアピールすることを目的に、レファレンス事例を主題別、部門毎に紹介している。 また、夏休みは小中高生を対象にした特集号を別途発行している。	年12回	福岡市の関係施設・機関、関連図書館等／280部
クンドルニュース	九州国連寄託図書館における国連資料の利用者拡大を目的に、国連資料などを紹介している。	年6回	福岡市の施設・機関、福岡県内公共図書館等／750部
シネラNEWS	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載。	年11回	福岡市の施設・機関、マスコミ、定期購読者等／8000部
ホームページ「うえぶシネラ」	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載。 また、メールマガジンも配信している。	月1回更新	
市政だより	図書館事業の市民への告知を目的とし、シネラ上映案内、おはなし会・講演会などを掲載。	月2回	福岡市内全世帯

## 6 研究活動

図書館において調査・研究を行い、その成果を報告するため、研究紀要を発行する。

媒体名	内 容	発行回	配布先／発行数
研究紀要	収蔵資料に関する学術的な調査・研究の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載する。 第14号まで刊行済み	年1回	各県の主な公共図書館、文学館、文書館、歴史資料館等／500部



## 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

(抜粋)

### 第二 公立図書館

#### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

###### (一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

###### (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の 2 の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。